

別記

福祉職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書

いま、福祉の職場では慢性的な人手不足が原因で、長時間・過密労働によって労働者の健康がおびやかされ、職員の確保・定着・育成が困難となっています。その結果、利用者の安全さえ守れずに、いつ事故が起きてもおかしくないほどに深刻な事態となっている。利用者や保護者をはじめ、すべての国民が望んでいる「安心できる福祉」を実現するためには、こうした事態を緊急に解決することが必要である。

福祉人材を確保するためには、憲法25条に基づいて国の責任で国庫負担を大幅に増やし、福祉職場の職員配置基準を抜本的に改善して、完全週休2日制の実施や法律で定められた休憩・休暇の取得ができるように職員を大幅に増やすことと、人件費財源を大幅に増額し、全産業平均との月額10万円の賃金格差を解消するための施策を実施することが必要である。よって、政府において、下記の事項の実施にむけて強く要望する。

記

1. 利用者の安全・安心が保障され、職員の生活も守れる福祉職場にするために、職員を大幅に増やすとともに賃金を大幅に引き上げて、処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会